リフォーム	福井県産材の定義	原則は生産、乾燥、加工までをすべて県内で実施した木材を県産材と定義する ただし、理由があれば都度相談（県内での加工ができない等）
	対象の住宅	・持家住宅：発注者自らが所有する住宅 ・共同住宅等：長屋または共同住宅のうち人の居住の用に供する専有部分
	申込の時期	申込は工事請負契約締結後、工事着工前に行う
	申込先	一般社団法人　福井県建築組合連合会 福井県福井市日之出５丁目４番７号
	交付申請書を提出してから入金までの期間	およそ１か月から２か月 しかし、書類の修正や立て込んでいる場合は２か月以上かかることもある
	申込は誰が行うのか	工事請負業者が行う
	受理結果通知前に事業着手しても良いか	結果通知前の着工は認めない 審査は、申込→審査→結果通知書送付→事業着手　の順になる
	以前も申込をしたが、もう一度申込は可能か	同じ住宅の場合は、前回の工事完了確認日から５年経過後に申込可能となる 異なる住宅の場合は、申込可能 ※工事の対象建築物が異なる場合は、対象となることもあるため県産材活用課まで問い合わせること
	新築補助物件のリフォーム	新築補助を受けた物件は、完成日から1年以上経過していればリフォームの対象とする
	新築物件の引き渡し後に塀やウッドデッキ工事をした場合、リフォーム補助金の対象か	新築の補助金を受けていないのであれば対象となる 新築の補助を受けている場合は、1年経過後に申込可能となる
	県外の住宅でも可能か	県外の住宅は対象外
	県外に住んでいるが、県内にある住宅のリフォームを行いたい。対象となるか	対象 申込の際は、県内住宅の所有が確認できる書類の添付が必要となる
	店舗等兼用住宅は対象か	住宅部分のみ対象 （廊下や便所等の共用部分についても居住用部分として補助対象） ※店舗部分の改修には、別事業の「あふれる街づくり事業」を活用可能
	小屋/車庫/塀/蔵は対象となるか	住宅に付属するものと考えられるため、対象 住宅から離れた場所にあるものについては、所有が確認できるものは対象となる
	瓦/和紙のみの補助は可能か	不可。県産材を使用することが条件のため、瓦/和紙のみの補助はできない
	他の補助金と併用可能か	下記の場合は、併用可能 ・本事業との併用が認められている事業 ・本事業と補助対象が明確に異なる事業 ただし、補助金によって併用可否は異なるため、不安がある場合には県産材活用課まで問い合わせること
	下請けが申請することは可能か	可能 下請けが申請する場合は、契約書および承諾書を施設の管理者分に加えて、元請け会社のものも添付する必要がある
	補助金の額はどのように算出するのか	構造材は１ｍ3当たり7,000円、板材等は１ｍ2当たり5,000円を使用数量に乗じた金額となり、上限は150,000円である
	所有している森林の木を使用したいが可能か	可能 伐採届または伐採地や伐採量について、立木の所有者が発行する証明書を提出すること（任意様式） 所有者と伐採事業者の間で、伐採の委託契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること
	県産材住宅コーディネーター、県産品活用推進センターの会員か分かる書類の提出方法	コーディネーター証や各団体の会員証のコピー等
	県産材住宅コーディネーターになるにはどうしたらよいか	例年９～１２月頃に４回行われる研修を受講した者に県産材住宅コーディネーター証を交付 研修参加希望の場合は、一度、県産材活用課まで問い合わせること
	県産品活用推進センター会員になるにはどうしたら良いか	県産品活用推進センターの正会員団体（木材組合連合会、建築組合連合会、建築士協会等）の会員であること 県産品活用推進センターの概要｜福井県県産品活用推進センター　オフィシャルサイト 個人としての会員を希望する場合は、県産品活用推進センター（事務局：福井県 建築士事務所協会）に会員申込を行い、会費を納入すること 詳細は、事務所協会に確認すること
	変更届が必要なときはどんな時なのか	補助金額が30%以上増減するとき （例）申込時は20㎡×5,000円＝補助金100,000円 ⇒100,000円×30%＝30,000円以上の増減がある場合に変更届が必要
	補助金は誰に支払われるのか	補助金は申込者である工事請負業者に支払われる 補助金の受領については県として指定するものではないため、相手方と話し合って決めてもらえば良い